

令和7年度 母子父子寡婦福祉資金

(技能習得資金)

予 約 貸 付 実 施 要 項

○はじめに

この予約貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が令和7年4月に新たに自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得しようとする場合、あらかじめこの資金の貸付が受けられるという見通しをつけることにより、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の知識技能の習得を容易にすることを目的とするものです。

○母子父子寡婦福祉資金とは？

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方などを対象とし、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために必要な資金を低利子または無利子で貸し付ける制度です。

母子父子寡婦福祉資金には各種の資金がありますが、本実施要項では技能習得資金を対象とするものです。

1. 予約貸付対象資金名 技能習得資金

2. 予約貸付対象者 自ら事業を開始し又は就職するために、学校教育法に規定する各種学校又は養成施設等で必要な知識技能の習得を希望する母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦

3. 貸付限度額 月額68,000円

4. 据置期間 知識技能を習得する期間が満了して後1年を経過するまで

5. 償還期間 20年以内

6. 償還方法 原則として月賦償還（口座振替での償還にご協力ください。）

7. 貸付利子 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年1%

8. 申請に必要な書類

- (1)申請書(様式第1号)
- (2)申請者及び児童等の戸籍謄本及び世帯全員の住民票(外国籍の方については、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書)
- (3)連帯保証人の住民票
- (4)島根県税の納税証明書
- (5)前年の収入額が確認できる書類(児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます)
- (6)技能習得先調書
- (7)口座振替申出書 または 公金受取口座の利用等届出書 及び 口座振替依頼書
- (8)修学・修業のために必要な金額の分かる参考資料

そのほか、必要と認める書類

9. 予約貸付の相談窓口

予約貸付を希望される場合（松江市に在住の方以外）は、お住まいの市町村役場、又は島根県健康福祉部青少年家庭課（以下「青少年家庭課」といいます。）に事前にご相談ください。

※松江市在住の方につきましては、松江市が貸付を行うこととなりますので、松江市役所子育て給付課へお問い合わせください。

10. 予約貸付申請期間

令和6年8月から令和7年2月28日（金）（県庁必着）

（予約貸付申請期間後の申請は、予約決定は行わず、通常の貸付決定の受付をします。）

【申請にあたっての注意点】

- ①提出書類は通常の申請と同様であり合格証明書の写し以外はすべて添付してください。
- ②予約貸付の場合、申請書右上部に「予約」と朱書きしてください。
- ③予約貸付事務は一時期に事務が集中しますので、できるだけ早めに相談・申請してください。

11. 予約貸付の選考及び決定

書面審査及び申請者、連帯保証人に面接審査のうえ、予約貸付の可否を決定し、結果を申請者へ通知します。

12. 予約貸付決定の時期 予約貸付の申請後、隨時行います。

13. 予約貸付決定後の手続

(1) 本決定にあたって必要な書類

- ①「合格証明書の写し」…希望する知識技能習得先の合格証明書
合格証明書の写しの提出を受けた後、翌年度4月に本決定を行い、決定内容を申請者に通知します。

(2) 資金の支払いにあたって必要な書類

- ①「借用書」、「印鑑登録証明書」
- ②「在学証明書」

(3) 資金の支払い時期

令和7年4月以降（＊前記（2）資金の支払いにあたって必要な書類受領後、約10日後）に1回目を支払います。

その後、毎月10日（休日の場合は直前の営業日）に当該月分を支払います。

(4) 変更・辞退の届出

知識技能習得先を変更した場合又は取り止めた場合は、直ちに青少年家庭課にその旨を申し出、所定の書類を提出してください。